

主 文

被告人は無罪。

理 由

第1 本件各公訴事実の内容

5 本件各公訴事実は、「被告人は、第1 令和7年1月28日午前7時21分頃、普通乗用自動車を運転し、長崎県佐世保市a町b番地c先道路を同市d町方面から同市e町方面に向かい進行するに当たり、前方左右を注視し、進路の安全を確認して進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、進路の安全確認不十分のまま漫然時速約14キロメートルで進行した過失により、
10 折から進路前方で信号待ちのため停止していたA（当時64歳）運転の普通乗用自動車後部に自車前部を衝突させ、よって、同人に安静加療約2週間を要する外傷性頸部症候群等の傷害を負わせ、第2 前記日時場所において、前記普通乗用自動車を運転中、前記のとおり、前記Aに傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して同人を救
15 護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった」というものである。

第2 弁護人の主張及び検察官の論告の要旨

1 弁護人の主張の要旨

被告人は、公訴事実第1（過失運転致傷）については、同事実記載の事故（以下
20 「本件事故」という）発生前に側頭葉てんかん性の意識減損を伴う発作により意識障害に陥り、周囲の状況を正しく認識することが不可能な状態にあったから、過失はないし、公訴事実第2（道路交通法上の救護義務違反及び報告義務違反）については、前記意識障害の影響により、本件事故を起こしたことを認識していなかったから、故意はない。また、被告人は、本件各公訴事実の当時、責任能力を欠く状態
25 でもあった。

したがって、被告人は、本件各公訴事実のいずれについても無罪である。

2 検察官の論告の要旨

本件各公訴事実の客観面については立証済みであると思料するが、被告人は、B
医師から、側頭葉てんかんである旨の診断を受けており、同医師は、本件事故当時、
被告人は側頭葉てんかんの発作を起こしていたため、意識障害を起こしていた可能
5 性が高い旨を証言しており、検察官において意見を聴取した他の医師も同旨の意見
を述べていることに照らすと、検察官としては、被告人が本件事故当時にそのよう
な意識障害を起こしていなかったことにつき合理的な疑いを容れない程度に立証す
ることは困難であり、他にこれを立証する証拠はないと判断したので、被告人には
無罪判決を言い渡すのが相当である。

10 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被告人に対し、無罪を言い渡すべきものと判断した。その理由は、
以下のとおりである。

2 前提となる事実

証拠によれば、以下の事実が認定できる。

15 (1) 本件各公訴事実に関する客観的な事実

被告人は、令和7年1月28日、勤務先に出勤するため、自宅から普通乗用自動
車の運転を開始し、勤務先に向けてふだんどおりの通勤経路の道路を進行していた
ところ、同日午前7時21分頃、長崎県佐世保市a町b番地c先道路の第1通行帯
を同市d町方面から同市e町方面に向かい時速約14キロメートルで進行中、進路
20 前方で信号待ちのため停止していたA（当時64歳）運転の普通乗用自動車後部に
自車前部を衝突させる事故、すなわち本件事故を起こした。本件事故により、前記
Aは、安静加療約2週間を要する外傷性頸部症候群等の傷害を負った。しかし、本
件事故後、被告人は、現場に留まることなく、第2通行帯へ進路変更して前記A運
転車両を追い越した後、再び第1通行帯に進路変更して進行し、勤務先近くにある
25 駐車場に自車を駐車した後、徒歩で移動して勤務先に到着し、勤務先更衣室で着替
えをするなどして勤務に就く準備をしていた。

したがって、公訴事実第1における過失や同第2における各義務違反の故意は別として、被告人は、同第1にある本件事故を発生させたこと、また、同第2にあるとおり、負傷者を救護せずに現場を離れ、最寄りの警察署の警察官に対する報告も行わなかったことが認められる。

5 (2) 本件公訴提起及びその後に被告人が側頭葉てんかんと診断されたこと

被告人は、同月29日、本件各公訴事実と同旨の被疑事実により通常逮捕され、その後、勾留を経て同年2月19日、本件各公訴事実により当裁判所に起訴された（なお、被告人は、同月20日、保釈許可決定により釈放された）。

被告人は、同年4月7日、交際相手と共にドライブに出かけた際、佐賀県内の「道の駅C」の駐車場で自動車を運転中、軽微な物損事故（以下「本件物損事故」という）を起こしたが、その記憶がなく、交際相手に自宅近くまで送ってもらったが、そこから帰宅するまでの間にスマートフォンを紛失するなど、帰宅までの記憶もあいまいであった。そこで、被告人は、自己に記憶障害があるのではないかと疑い、翌日（同月8日）、過去にMRI検査を受けたことがある医療機関でMRI検査や認知検査を受検したところ、同医療機関の医師からは、それらの検査では特に異常は見られないものの、てんかんの可能性が考えられるので、B医師の診察を受けることを勧められた。

被告人は、以前から持病の多発性硬化症や糖尿病の関係でB医師の診察を受けていたが、同月10日、B医師の診察を受け、本件事故及び本件物損事故のことやそれらの記憶がないことに関するエピソードを話し、同月14日には脳波検査を受けた。同医師は、これらの結果を踏まえて、被告人は側頭葉てんかんであると診断した。

(3) 診断の経緯及び側頭葉てんかんの発作が生じた場合の影響等

ア B医師の当公判廷での証言の要約は、以下のとおりである。

25 被告人からの病歴聴取と脳波検査の結果を踏まえて、被告人は側頭葉てんかんであると診断した。すなわち、側頭葉てんかんは前兆を伴うことが多く、患者本人は

発作中の記憶がなく前兆症状しか覚えていないことが少なくないので、前兆症状はてんかんによる発作を疑う重要な要素になる。被告人は本件事故前や、本件物損事故前にも「ぞわぞわ感」があったと述べており、それらはてんかんの前兆症状と解される。そして、脳波検査も踏まえて総合的に判断するところ、被告人が脳波検査を受けたのは、本件物損事故から1週間後の発作間欠期であり、発作出現に近い時期の検査に比して検出率は下がるものの、側頭葉の一部に電位が高い箇所があり、小さいながら異常波形が認められた。その異常波形から直ちにてんかんであると診断できるわけではないが、前記の前兆症状等の病歴も併せて、被告人は側頭葉てんかんであると診断できる。

10 本件に関する証拠等も見聞きしているが、本件事故当時、被告人は、てんかん発作、具体的には側頭葉付近で意識減損を伴う焦点起始発作を起こしていたと考えられる。その発作中や、その後しばらくの時間は、もうろうとしたような状態が続き、意識障害の状態になり、また、側頭葉には記憶の回路もあるので、その間の記憶がない例も多い。自動車運転中であれば、前方の停止車両を認識することは難しく、15 交通事故を起こしても、それを起こしたこと自体を認識できていないこともあり得る。そして、本件事故後、勤務先まで自動車を運転して出勤している点については、発作発生後でも種々の行動をする患者の例があり、被告人にとってふだんから行き慣れた経路であったことを踏まえると、意識が減損されている状態でも運転を継続することはあり得る。

20 イ B医師は、Dセンターの脳神経内科の診療科長で、30年の勤務経験がある脳神経内科を専門領域とする医師であり、専門家の意見として基本的に信用できる上に、検察官においてE医師（F大学医学部脳神経内科学教授）に本件に関する意見を聴取したところ、B医師と同じく、被告人は側頭葉てんかんに患している可能性が高いと考えられることや、その発作発生時に意識減損や記憶障害が起こること、25 発作が発生しても通り慣れた道であれば曲がりなりにも自動車を運転し得ると考えられることなどを述べているのであり、B医師の証言の信用性は十分に補強さ

れている。

3 以上によれば、被告人は、本件各公訴事実にある客観的な行為をしたことは認められるが、本件事故当時、被告人には、側頭葉てんかんによる意識減損を伴う発作により、意識障害が生じていたとみるのが合理的であり、このことは、被告人
5 が、捜査段階及び公判段階を通じて、本件事故を起こしたことは客観的事実と受け止めつつも、本件事故を起こした記憶がない旨を述べてきたことに整合しており、これらの被告人の供述の信用性を否定することはできない。

そうすると、被告人は、公訴事実第1については、進路前方で信号待ちのために停車している車両の存在を認識して、本件事故の発生について予見できたと認める
10 ことはできず、また、公訴事実第2については、本件事故の発生自体を認識できていたと認めることはできないことから、結局、公訴事実第1にある過失並びに公訴事実第2の救護義務違反及び報告義務違反の各故意については、検察官による立証がないことになる。

4 よって、被告人の責任能力について検討するまでもなく、本件各公訴事実は、
15 いずれも犯罪の証明がないことに帰するから、刑訴法336条により、被告人に対し、無罪の言渡しをすることとし、主文のとおり判決する。

(検察官の意見 無罪)

令和8年1月28日

長崎地方裁判所佐世保支部

20

裁判長裁判官 岩 田 光 生

裁判官 矢 崎 達 彦

25

裁判官 町 田 翼